

金沢美術工芸大学名誉客員教授に関する規程

平成 28 年 7 月 29 日

規程第 99 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、金沢美術工芸大学（以下「本学」という。）名誉客員教授に関し必要な事項を定めるものとする。

(称号の授与)

第 2 条 名誉客員教授の称号は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから教育研究審議会の議を経て、理事長が授与する。

(1) 本学の客員教授として 3 年以上委嘱した者で、教育上若しくは芸術上特に功績のあったと認められる者

(2) 委嘱年数が 3 年に満たない客員教授であってもその功績が特に顕著と認められる者

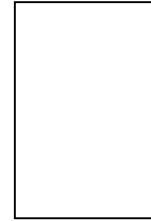
(様式)

第 3 条 名誉客員教授には、別記様式による称号を交付する。

附 則

この規程は、平成 28 年 7 月 29 日から施行する。

別記様式（第3条関係）



氏名

生年月日

金沢美術工芸大学は貴殿が本学
の客員教授として のため
多大の功績があったことをたた
え金沢美術工芸大学名誉客員教
授の称号を贈る

金沢美術工芸大学

